

京都市告示第589号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年2月17日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
六原緯3号線	東山区竹村町149番地の1地先から	旧	メートル 138.80	メートル 3.35 ~ 3.95
	同区三盛町160番地の2地先まで	新	138.80	3.71 ~ 13.00
向島63号線	伏見区向島下五反田128番地の2地先から	旧	276.10	6.49 ~ 7.61
	同町42番地の1地先まで	新	276.10	6.49 ~ 7.61

(建設局土木管理部道路明示課)